平成２１年（フ）第１０７０号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目５番１―202号
債務者　海田直美こと　張　　直美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３２号
和歌山県岩出市北大池386番地の15
債務者　堀尾　博子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６５３号
和歌山県岩出市桜台260番地
債務者　久保　良恵
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６７１号
和歌山市相坂128、住民票上の住所和歌山市毛見176番地　さちビル17号
債務者　田中真佐子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６９３号
和歌山市朝日865番地の６
債務者　堀部　典子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７１１号
和歌山県有田郡広川町大字広569番地の４
債務者　西川　　功
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７１２号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺433番地
債務者　山名　守江
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７１３号
和歌山市中島85番地の１　サングリーン中島201号
債務者　東山　栄子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７２２号
和歌山市加太1774番地の２
債務者　久保　節子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１６６号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字清延79番地
債務者　井關　健男
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１６８号
愛媛県宇和島市柿原甲1369番地５
債務者　中越　規子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第３０７号
佐賀県杵島郡白石町大字福富下分2983番地
住ノ江住宅１―２号
債務者　中野　政隆
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１３１号
岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割35番地１
債務者　山田　幸一
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第３６７号
福井県福井市光陽２丁目25番41号
債務者　星　　英二
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
福井県福井市光陽２丁目25番41号
債務者　星　　嘉恵
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
福井県丹生郡越前町東内郡４丁目201番地
債務者　山口　義信
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５４号
福井県鯖江市有定町２丁目12番18号
債務者　大坂八重子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係